

# 訴 状

令和4年3月31日

岡山地方裁判所 御中

原告代表者 理 事 河田 英正

(担当) 原告訴訟代理人弁護士 片岡 靖隆

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

不当勧誘行為差止・予防措置請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、被告が販売する「麴の贅沢生酵素」,「FLOR FURORA」と称する商品等（以下、「本件商品等」という。）の代金未納がない消費者に対して、本件商品等の代金を請求してはならない。
- 2 被告は、被告の代理人に対して、本件商品等の代金未納がない消費者に対して、本件商品等の代金を請求してはならないこと周知・徹底させる措置をとれ。
- 3 被告は、本件商品等の代金未納がない消費者に対して、本件商品等の代金を請求しているときは、当該消費者に対して、当該請求が誤りである旨を通知せよ。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項ないし第3項についての仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

原告は、平成27年12月8日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

被告は、インターネットを利用した通信販売業務を行う株式会社である。

### 2 被告に対する苦情、相談事例の多発

(1) 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、健康食品「麴の贅沢生酵素」、「FLOR FURORA」等を解約しない限り定期的に商品をお届けするという内容の契約（以下、「本件定期コース契約」という。）を締結していた。

(2) 本件定期コース契約により本件商品等を購入した消費者が、本件定期コース契約を解約し、解約以前に発生した本件商品等の代金を全て支払っているにもかかわらず、被告又は被告の代理人弁護士から本件商品等の代金を請求する旨の通知（郵便又はメール）がなされる事例が多数発生している（甲2）。

なお、当該通知には、支払いがない場合、「訴訟」、「支払督促」、「民事訴訟」等の「法的措置」をとると記載されているものもある（甲2）。

(3) 当該通知を受けた消費者の中には、「支払済みの証拠もあり納得できない」と請求の不当性を主張する者もあるが、一部には「支払わなければならないか」と思い悩む者、「もめるなら払っても構わないが、どうしたらよいか」、「本当に未払いなのだろうか。時間が経っているのをいいことに、不当な請求を続けているのではないかと不審…」と相談している者もある。

### 3 消費者契約法4条1項

(1) 消費者契約法4条は、消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して重要事項について事実と異なることを告

げたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる旨を規定している（同条1項1号）。

また、消費者契約法5条2項は、事業者の代理人は、消費者契約法4条1項から4項までの規定の適用については、事業者とみなす旨規定している。

- (2) これを上記の苦情・相談事例に照らして検討すると、商品代金の未納部分がないにもかかわらず、未納の商品代金があるという債務弁済契約又は和解契約を締結する前提となる債務の有無という重要事項について事実と異なることを被告ないし被告代理人が、顧客（消費者）に告げたことにより、その告げられた内容が事実であると被告の顧客（消費者）が誤認をして、今後の未納代金の支払についてこれを締結する必要がないにもかかわらず、被告ないし被告代理人の勧誘により債務弁済契約や和解契約（これらも顧客が消費者である場合には「消費者契約」に該当する）が現に締結されているか、少なくとも締結されるおそれがある状態であるというべきである。

#### 4 差止請求権

- (1) 消費者契約法12条1項は、「適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人…が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第4条第1項から第4項までに規定する行為…を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。」と規定している。

- (2) また、同条2項では、適格消費者団体は、事業者の代理人が第4条第1項から第4項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときには、当該代理人を自己の代理人とする事業者に対して、その事業者の代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措

置をとることを請求することができる旨規定している。

- (3) したがって、適格消費者団体である原告は、被告に対して、被告及びその代理人から、消費者に対して、前記1(2)記載の請求がなされることがないように、その行為の差止等を請求することができる。

#### 5 消費者契約法41条1項に基づく請求等

- (1) 前記2「被告に対する苦情相談事例の多発」において述べたとおり、被告が不特定かつ多数の消費者との間で、不実告知を現に行い又は行うおそれがあることは明白である。
- (2) しかるところ、原告は、令和4年2月10日付けで消費者契約法41条1項に基づく請求書を送付し(甲3)、同書面は、同2月11日、被告に到達した(甲4)。

### 第3 結語

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条の規定に基づき、不当な勧誘の停止及びこの予防に必要な措置をとることを求め本訴に及んだ。

### 第4 併合の上申

現在、貴庁において、同一被告を相手とする別件訴訟が継続中であり(令和3年(ワ)第706号:貴庁第2民事部合議Ⅱ係)、本件訴訟と関連する訴えであることから上記事件と併合して審理されることを希望する。

以 上

## 証拠方法

- 甲第1号証 適格消費者団体として認定した旨をした旨の通知書  
甲第2号証 消費者契約法第40条1項に基づく申請書に対する回答  
甲第3号証 消費者契約法41条に基づく事前請求書  
甲第4号証 検索結果詳細〔郵便物等〕

## 附属書類

- |   |       |     |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本  | 1通  |
| 2 | 甲号証写し | 各2通 |
| 3 | 証拠説明書 | 1通  |
| 4 | 資格証明書 | 2通  |
| 5 | 訴訟委任状 | 1通  |